

茨城県震災建築物応急危険度判定士認定要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地震により被害を受けた建築物が余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定を行う茨城県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定等)

第2条 応急危険度判定士は、次の各号のいずれかに該当する者（県内に在住又は在勤する者に限る。）で、第9条の講習、その他知事が第9条に規定する講習と同等以上と認める講習を修了したもののうちから知事が認定する。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士
- (2) 建築基準法施行規則第6条の6に規定する特定建築物調査員
- (3) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認めた者

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、茨城県震災建築物応急危険度判定士認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。

(1) 次のいずれかのもの

- 一 建築士免許（建築士法第5条第2項）の写し
- 二 特定建築物調査員資格者証の写し
- 三 建築基準適合判定資格者登録証の写し

(2) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのカラー写真。）

3 前項の規定にかかわらず、茨城県職員については、第9条の規定による講習を修了後、直ちに、応急危険度判定士として認定することができる。

(他都道府県等の認定者)

第2条の2 他の都道府県等で応急危険度判定士と同等の認定を受けていた者は、第9条の講習会を終了した者とみなして前条の規定を適用することができる。この場合において、その認定を受けていたことを証する書類の写しを添付するものとする。

(認定証等の交付)

第3条 知事は、第2条第1項の規定により応急危険度判定士として認定したときは、その者を茨城県震災建築物応急危険度判定士台帳（様式第2号。以下「応急危険度判定士台帳」という。）に登録するとともに、その申請者に茨城県震災建築物応急危険度判定士認定証（様式第4号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

2 知事は、第2条第2項の規定による申請があつた場合において、当該申請者が応急危険度判定士として適格でないことを認めるときは、認定をしないことができる。この場合においては、知事は、様式第5号により当該申請者にその旨を通知しなければならない。

(申請事項の変更)

第4条 応急危険度判定士（茨城県職員である者を除く。）は、第3条第2項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに、茨城県震災建築物応急危険度判定士認定申請事項変更届（様式第6号）により知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があったとき又は茨城県職員である応急危険度判定士に係る事項について変更があったときは、応急危険度判定士台帳の修正をするものとする。

（認定証の更新）

第5条 認定証の有効期間は、5年とする。

2 認定証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の30日前までに茨城県震災建築物応急危険度判定士認定更新申請書（様式第7号）に認定証を添えて知事に申請するものとする。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、応急危険度判定士台帳に更新した旨を記載するとともに、申請者に認定証を交付するものとする。

（認定証の再交付）

第6条 応急危険度判定士は、認定証を紛失し、又は汚損したときは、茨城県震災建築物応急危険度判定士認定証再交付申請書（様式第8号）により知事に認定証の再交付を申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を再交付するものとする。

3 前項の規定により認定証の再交付を受けた応急危険度判定士は、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納するものとする。

（認定の辞退）

第7条 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、茨城県震災建築物応急危険度判定士辞退届（様式第9号）に認定証を添えて知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その者の応急危険度判定士としての登録を抹消するとともに、その者に様式第10号により通知するものとする。

（認定の取消し）

第8条 知事は、応急危険度判定士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者の認定の取消し、又は認定の停止を行うことができる。

(1) 建築士法第9条の規定に基づく免許の取消しを受けた者

(2) 建築士法第10条第1項に基づく懲戒を受けた者

(3) 昭和45年建設省告示第1825号第4号に基づく資格を喪失した者

(4) 前各号に掲げる者のほか、知事が応急危険度判定士として適切でないことを認めた者

2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、その者の応急危険度判定士としての登録を抹消するとともに、その者から認定証を返納させるものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定の停止を行った場合は、停止期間満了まで認定証を領置するものとする。

（講習会）

第9条 知事は、応急危険度判定士として必要な知識を修得させることを目的とする講習会を実施するものとする。

2 講習会は、次の各号に掲げる内容について講習を行うものとする。

- (1) 総論
- (2) 応急危険度判定制度
- (3) 応急危険度判定技術
 - ア 共通の事項
 - イ 建築構造ごとの判定技術

(実施細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年9月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年11月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

付 則

1 この要綱は、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）の施行の日（平成28年6月1日）から施行する。

2 この要綱内で、改正前の建築基準法施行規則第4条の20第1項に規定する特殊建築物等調査資格者は改正後の建築基準法施行規則第6条の6に規定する特定建築物調査員として扱う。この場合、第2条第2項で規定する添付書類は登録特殊建築物調査資格者講習修了証明書の写し又は特殊建築物等調査資格者認定書の写しとする。

付 則

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。